

入金照合サービス「けしこみ超人」ご利用規定

第 1 条（本サービスの申込、および、振込専用口座番号の貸与）

1. お客さまが本サービスをご利用になる場合には、事前に必要事項を記入のうえ、当行所定の方法により申込むものとします。当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、本サービスのお申込を承諾しないことがあります。
2. 本サービス利用に当り、当行はお客さまに対し、『入金照合サービス「けしこみ超人」貸与口座番号のお知らせ』に指定する振込専用口座番号（以下「振込専用口座番号」という。）を貸与します。
3. お客さまが振込専用口座番号の追加を希望する場合には、追加希望日の 2 ヶ月前までに当行に書面で申込み、当行の承認のもと追加できるものとします。

第 2 条（お客さまの指定する預金口座への入金）

1. 振込専用口座番号は、申込書にてお客さまが入金口座として指定した普通または当座預金口座（以下「入金指定口座」という。）に付随するものであり、当行はお客さまを受取人とした当該振込専用口座番号宛に振込まれた資金は入金指定口座に入金するものとします。
2. 但し、振込専用口座番号宛に資金の振込があった場合でも、受取人名が申込書にて定めるお客さまの名義と異なる場合には、当行所定の手続に沿って資金は仕向銀行・支店に返却するものとし、入金指定口座には入金しません。
3. お客さまが入金指定口座を変更または追加する場合には、変更・追加日の 2 ヶ月前までに当行に書面で届出するものとします。
4. 本サービスを利用した場合の入金口座の取引履歴については、原則として、銀行営業日単位で一括して表示するものとします。なお、本取扱いは当規定第 4 条に定める本サービスによる振込入金通知等の通知方法に影響を与えないものとします。
5. 入金指定口座への振込入金件数が当行所定の件数以上となる場合、当行の指示に基づき入金指定口座を複数に分割するものとします。

第 3 条（振込専用口座番号の取扱い）

1. 振込専用口座番号は、お客さまの取引先に対する販売代金等の入金指定口座番号とする場合のみ利用できるものとし、他の目的（当該振込専用口座番号で新たに普通預金等の口座開設など）には利用できないものとします。
2. 振込専用口座は、国内円貨資金のみの受口座として利用できるものとします。ただし、一括支払システム契約上での受口座としての利用は、出来ないものとします。
3. また、振込専用口座番号のお客さまの取引先への割り当てや通知等についてはお客さまが責任をもって行うものとします。
4. お客さまが異なる取引先に同一の振込専用口座番号を指定した場合の取扱についても、前項と同様とします。
5. お客さまは、第 1 条により貸与された振込専用口座番号以外の番号を振込専用口座番号とし

て使用できないものとします。

6. 第 7 条または第 8 条に従い本契約が解除され、お客さまと当行との間に第 1 条に定める振込専用口座番号の貸借契約が終了した場合、お客さまはその旨をお客さまの取引先に対し通知するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。
7. 本条に従い、本サービスの利用に際してお客さまとお客さまの取引先との間に何らかの紛議が発生した場合であっても、当行は何ら責務を負わないものとします。

第 4 条（本サービスによる振込入金等の通知方法）

1. お客さまが本サービスを利用する場合、入金指定口座の取引履歴の通知は、当行提供の EB・法人向けインターネットバンキングサービスの取引通知サービス等を利用するものとし、入金指定口座は無通帳扱いとします。
2. 振込専用口座番号は、『入金照合サービス「けしこみ超人」貸与口座番号のお知らせ』に定める通知明細・データエリアに付加するものとします。
3. お客さまが既に他のコード付加機能のある当行のサービスを利用している場合、本サービスと併用したことにより仮に紛議が生じても、お客さまの責任で処理し当行は一切の責任を負わないものとします。
4. 本条第 1 項に定める EB・法人向けインターネットバンキングサービスの手数料等は、第 5 条に定める本サービスの手数料とは別にお客さまが当行に対して支払うものとします。

第 5 条（手数料等）

1. 本サービスの利用に当ってお客さまは当行に対し、本サービスの利用の対価として、当行所定の手数料を支払うものとします。
2. 当行は、本サービスで規定する手数料及び消費税を、お客さまが指定した口座より、当行所定の日に引き落とします。
3. 本サービスの契約解除に際し、支払い済の手数料について当行に返戻義務はないものとします。

第 6 条（本サービス提供開始日等）

本サービスの提供開始日（第 2 条第 1 項に定める振込専用口座番号のお客さま指定の口座番号への読替え開始日）、変更日（第 1 条 第 2 項に定める振込専用口座番号の追加ならびに第 2 条第 3 項に定める指定口座変更日）ならびに解約日（第 8 条に定める解約日）は、あらかじめ当行の指定する日とし、当行は本サービス提供開始日等が決定次第お客さまに通知するものとします。

第 7 条（契約期間）

本サービスの契約期間は、本サービスの提供開始日から起算して 1 年間とし、契約期間満了日 3 ヶ月前までにお客さままたは当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続され、以降も同様とします。

第 8 条 (解除等)

1. 解除

当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく本契約を解除できるものとします。

- (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- (3) お客さまの預金その他の当行に対する債権について仮差押通知、保全差押または差押命令通知が発送されたとき。また、公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 住所変更の届出を怠る等により、当行においてお客さまの所在が明らかでなくなったとき。
- (5) 官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
- (6) 相続の開始があったとき。
- (7) お客さまが法令や公序良俗に反する行為、あるいはその恐れのある行為を行い、本契約を終了させる必要があるとき。また、本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、あるいはその恐れがあるとき。
- (8) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
- (9) お客さまが本契約に違反したとき。

2. 中途解約

本サービスの契約は、3ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で解約することができます。

3. 当然終了

本サービスによる取引に主に使用する口座が解約されたときは、本契約は当然に終了するものとします。

4. サービス中止

当行に支払うべき手数料等の支払いが3ヶ月以上延滞した場合、お客さまが当行との取引約定に違反した場合、その他当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合、一部もしくは全部のサービスを中止することがあります。

5. 解約等により終了した場合の取扱い

本契約が解約等により終了した場合には、その時点で手続きの終了していないお取引については、当行でその処理をする義務はありません。

第 9 条 (サービス内容または本規定の変更)

当行は、本サービスまたは本規定の内容を、お客さまに事前に通知のうえ任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。変更内容は、当行所定のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法によりお客さまに通知します。

かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行に責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第 10 条（関係規定の適用・準用）

本サービスの入金指定口座ならびに EB・法人向けインターネットバンキングサービス等の取扱については、各々関係規定に従います。

第 11 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項については、当事者間で協議上定めるものとします。

第 12 条（裁判管轄）

本契約に関連して生じた一切の紛争に関しては、当行の本店または当行の取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上